

株式会社 橋梁コンサルタント 行動計画 (次世代育成支援対策法)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定しています。

1. 計画期間 令和7年7月1日～令和9年6月30日まで

2. 内 容

目標 1. 有給取得率 60%以上を目指す

- ・ 令和7年7月～ 前年度の有給の取得状況を把握（毎年6月頃）
- ・ 令和7年7月～ 年次有給休暇の取得促進に関する社員への周知（毎年1回以上）

目標 2. 社内ネットワークの形成

- ・ 令和7年10月～ 若手社員交流会、女性社員交流会の計画と周知
- ・ 令和7年10月～ 各交流会を年1回実施
- ・ 令和7年 8月～ インターンシップの受け入れを継続実施する

目標 3. 子育て目的の休暇取得促進のための、社員への制度の周知及び環境づくり

- ・ 令和7年7月～ 育児休業制度等に関し、電子掲示板への掲示等による周知
- ・ 令和7年7月～ 計画期間内に育児休業の取得率を以下の水準以上とする。

（令和9年6月に算定）

男性社員・・・取得率 30%以上

女性社員・・・取得率 75%以上

- ・ 令和7年7月～ ハラスメント規程の電子掲示板への提示等による周知（マタハラ、パタハラ防止のため）

目標 4. 時間外労働削減と働きやすい労働環境の整備

- ・ 令和7年7月～ ノー残業デー（週2回）に関して、掲示・電子メール等による社員への周知及び留守番電話の自動設定
テレワーク制度及び時差出勤の活用推進
- ・ 令和7年7月～ 全社員の法定時間外・法定休日労働時間の平均を毎月30時間未満
- ・ 令和7年7月～ 長時間労働を未然に防ぐための手段として、勤怠システム上で月の残業時間が45時間を超過したら黄色になるよう設定